

市立図書館における自然空間創出による新たな価値創造に向けた 連携協力に関する協定書

泉大津市（以下「甲」という。）とキハラ株式会社（以下「乙」という。）は、市立図書館における自然空間の創出による新たな価値創造に向けた連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 本協定において「自然空間」とは、天然木等を使った図書館家具を用いて、自然の音や香り、植物などを取り込むことで、都市空間にしながら人間の五感で自然環境を感じることでできる総合的に演出された空間をいう。

（目的）

第2条 本協定は、市立図書館における自然空間の創出による新たな価値創造に向けた取組に関して、甲及び乙が連携強化を図り、各々が有するリソースを有効活用することで、新たな社会価値の創造及び市民サービスの更なる向上を推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第3条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 市立図書館における自然空間の創出による新たな価値創造に向けた取組に関する事項
- (2) その他、本協定の目的を実現するために必要な事項

（役割分担）

第4条 甲及び乙は、前条に定める連携協力事項を実施する際に、次に掲げる役割を担う。

- (1) 乙は、甲の市立図書館において自然空間を創出するために必要な図書館家具、植物、音響機器及びアロマディフューザー並びに附帯する電気設備等（以下「自然空間創出備品」という。）を設置または増設する。また本協定期間終了後、状況に応じて自然空間創出備品を撤去し原状回復する。
- (2) 甲は、市立図書館において前号に掲げる自然空間創出備品の設置に必要なスペースを提供する。
- (3) 甲は、第1号に掲げる自然空間創出備品の設置による効果検証を行う。
- (4) 甲及び乙は、本協定に関して相互の持つ媒体等を活用して広報活動を行う。
- (5) その他、本項に記載のない事項については、甲乙協議の上決定する。

（費用負担）

第5条 第4条に定める甲及び乙の役割の実行及びその他の本協定に基づく活動に要する費用は、甲乙各々の負担とする。

(内容の変更)

第6条 甲又は乙から協定内容の変更の申し出があったときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めるもののほか、本協定の目的達成のために必要な事項は、甲及び乙の協議により別途定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年5月18日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市 市長

南出 賢一

乙 東京都千代田区神田駿河台3-5
キハラ株式会社 代表取締役

木原 一雄
